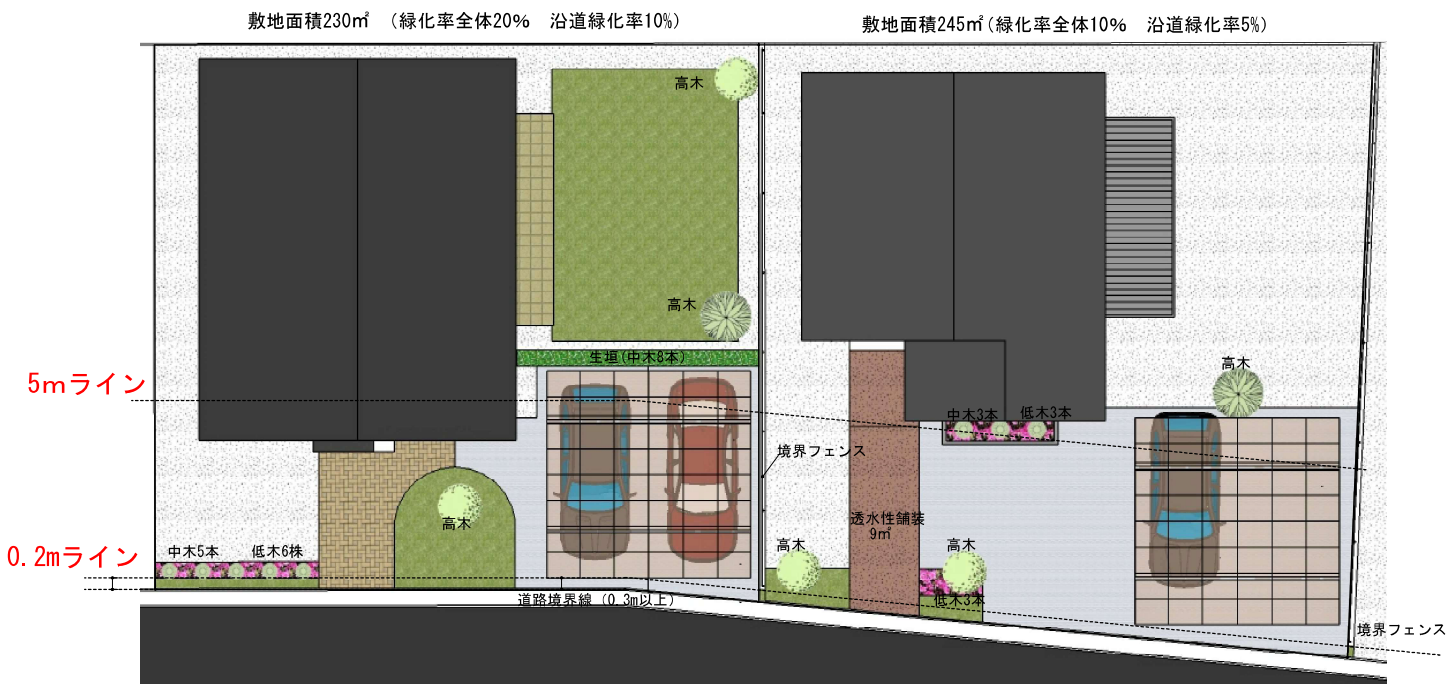
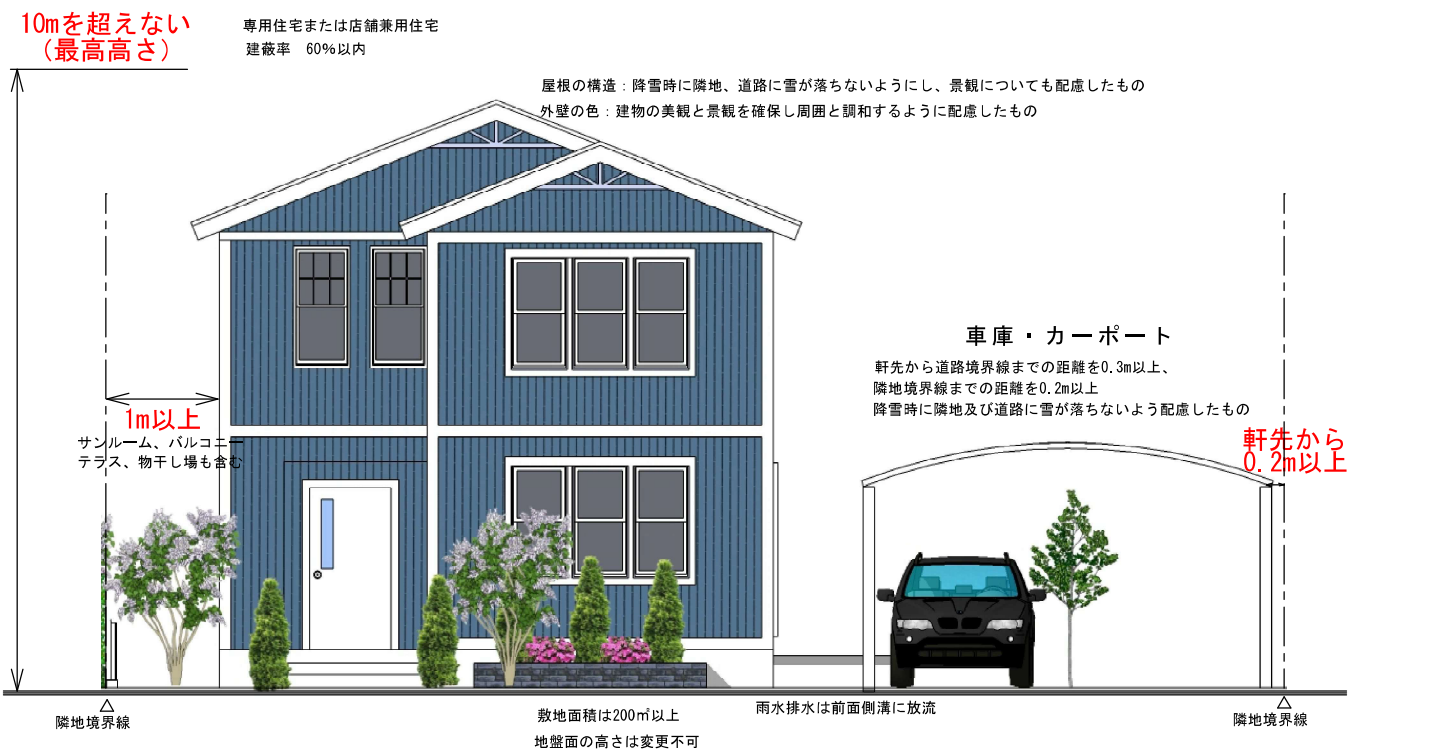


BrightSeason5 新富山口建築協定確認書

高さ・配置



BrightSeason5 新富山口建築協定確認書

緑化について



< 緑化に関する基準 >

建物完成から6ヶ月以内に、敷地の10%以上を緑化しなければなりません。

敷地面積の5パーセント以上の緑化面積については、道路境界線から5メートルの範囲内（以下「接道部」という。）において確保します。フェンスや駐車スペースの後ろの植栽は接道部の緑化面積には算定できません。

緑化面積は、下記の「樹木1本あたりの緑化面積」と「地被類や芝生等の緑化面積」の合計とします。

(1) 樹木1本あたりの緑化面積

- ①高木（樹木の高さ植栽時で2m以上のもの） 3㎡
- ②中木（樹木の高さ植栽時で1m以上のもの） 2㎡
- ③低木（樹木の高さ植栽時で0.3m以上のもの） 1㎡

(2) 地被類や芝生等の緑化面積

地被類や芝生・芝生ブロックの面積は必要とされる面積の2分の1を限度として算定できます。

セットバック基準

道路境界線から敷地内0.2mの範囲には塀、柵、土留め、引込柱、電柱、境界ブロック等の構造物を設置できません。

カーポート等の工作物の底は道路境界から0.2m以上、隣地境界から0.2m以上セットバックして設置してください。

BrightSeason5 新富山口

令和 年 月 日

建築協定運営委員会委員長・維持管理組合長 殿

私は、BrightSeason5 新富山口建築協定並びに運営規約を遵守し、良質な住環境を創出し、時とともに魅力が増す持続可能なまちを目指し、所有者並びに居住者全員の利益の増進に寄与するため、協定内容を順守する事をここに確約します。

住所

氏名

印